

業務の運営に関する規定

事業所名 有限会社 神奈川配ぜん人紹介所

事業の種類 有料職業紹介事業

第1 求人

- 当所は、取扱職種(B専門的職業・技術的職業、D販売の職業、Eサービスの職業、配ぜん人、マネキン、調理師、モデル、家政婦、家政夫)を、また地域については国内全域に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等が通常の労働条件と比べて著しく不適當である場合には受理しません。
- 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接出頭できないときは、郵便、電話、ファックス、又は電子メールでも差し支えありません。
- 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。また、常に、日雇的又は臨時的な求人の内容で求人条件が毎回同様である場合は、当所に求人事業所の登録をしておき、本規定を同意された旨の「同意書」を提出されることによって、求人申込みの手続きを省略致します。
- 求人の有効期間は、求職の内容により次の通りとなります。
 - 日雇求人である場合は、当該求人の就業予定日までの間まで有効であり、充足の有無に拘わらず、就業予定を経過した求人は同条件であっても継続は致しません。
 - 契約期間労働者を求人される場合は、6ヶ月間有効求人申し込みとして取り扱うこととします。
- 有効求人期間を経過して、再度求人を提出する場合は、業務内容、賃金労働時間、その他の雇用条件が過去に1度でも提出された求人条件と同条件の場合は、電話等口頭で当所にその旨を確認された場合は、上記3に拘わらず責任をもって当該求職申し込みを受理いたします。
- 求人受付の際には、受け付け手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

第2 求職

- 当所は、取扱職種(B専門的職業・技術的職業、D販売の職業、Eサービスの職業、配ぜん人、マネキン、調理師、モデル、家政婦、家政夫)を、また地域については国内全域に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 求職の申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職表によりお申込みください。本人が直接来社できない場合は、Web会議システムを用いたリモート面談によることができるものとし、その際の求職票の提出については電子メール又は郵送の方法によるものとします。
- 前項のリモート手段による求職受付にあたっては、通信の秘匿性を確保し、個人情報の漏洩防止に十分留意するものとします。
- 常に、日雇的又は、臨時的な労働に従事することを希望されるお方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示や電話確認等によって、求職申込みの手続きを省略致します。
- 求職受付の有効期間は、求職の内容により次の通りとなります。
 - 日雇就業を希望される求職である場合は、当該求職を希望される就業予定日までの間まで有効であり、就業の有無に拘わらず、就業予定日を経過した求職は同条件であっても継続は致しません。
 - 契約期間のない労働者又は契約期間労働者での求職をされる場合は、3ヶ月間有効求職申し込みとして取り扱うこととします。

- 有効求職期間を経過して、再度求職申し込みを提出する場合は、業務内容、賃金労働時間、その他求職条件が過去に1度でも提出された求職条件と同条件の場合は、電話等口頭で当社にその旨を確認された場合は、上記2に拘わらず責任をもって当該求職申し込みを受理いたします。
- 取扱職種の範囲等が、配ぜん人、調理師、芸道家、家政婦(夫)、モデル又はマネキンの場合の求職受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第3 紹介

- 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 当所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業場閉鎖の行われている求人者には、紹介を致しません。
- 就職が決定しましたら求人された方から別表の料金表に基づき、紹介手数料を申し受けます。なお、求人受付手数料並びに紹介手数料につきましては、分割払いでもお受けいたしますので、その際はお申し出ください。

第4 その他

- 当所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応致します。
- 当所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から当所に対して、その報告をしてください。また、当所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6か月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から当所に報告してください。
- 当所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 当所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切いたしません。
- 当所の取扱業務の範囲は、配ぜん人、マネキン、調理師、モデル、家政婦、家政夫の求人及び求職の申し込みをお受け付けし、国内の何れの地域においてもご紹介いたします。
- 当所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。当初の業務は、すべて職業安定法関係法令および通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は当社スタッフにお気軽に、お声を掛けていただき、詳しくおたずねください。

令和8年9月16日

有限会社神奈川配ぜん人紹介
職業紹介責任者 佐伯 優太